

対話でわかる! 民法改正のポイント 債権関係



弁護士 小島 幸保

第2回 ■ 法定利率の引下げ

弁護士 ● 最近の住宅ローンの借入利率は1%を切るものもあるそうですね。

社 長 ● 融資全般で金利が低い状態が続いていますね。

弁護士 ● 民法には法定利率の定めがあり、現在は年5%ですが、改正により3%に引き下げられます。

社 長 ● 法定利率はどのようなときに使われるのですか。

弁護士 ● 約定のない場合に適用されます。例えば、友人同士の貸し借りで、利息は払うと定めただけで、利率について合意をしていなければ、金利は年5%になります。また、友人同士だからということで利息を取らなかったとしても、約束の期限までに返済しなければ遅延損害金は発生します。その利率についても、合意がなければ年5%となります。

社 長 ● 銀行の約定だと遅延損害金は14~15%ぐらいが多いようですが。

弁護士 ● 利率について合意があれば、その利率が優先されます。ちなみに、商取引に適用される法定利率は6%でしたが、これも3%に統一されます。

社 長 ● そもそも、法定利率が引き下げられるのはどうしてですか。

弁護士 ● 市場金利とかけ離れているから、という点が根拠とされています。改正案は長期間にわたって議論され、平成27年に国会に提出されましたが、その間にゼロ金利政策などもあり、超低金利が続いていますね。

社 長 ● では逆に、金利が上昇したら、法定利率も引き上げられるのでしょうか？

弁護士 ● 改正により3%に下がった後は、変動制となります。ただし、見直しのタイミングは3年ごとで、過去5年の市場金利を踏まえて、1%以上の増減があった場合に、1%刻みで反映させるというものです。

社 長 ● しょっちゅう変わるわけではないのですね。

弁護士 ● なお、法定利率の変更は、将来的に自動車保険の保険料の値上げ要因になるかもしれません。

社 長 ● どうしてですか？

弁護士 ● この法定利率は「中間利息の控除」の場面でも登場します。交通事故の損害賠償の場面を考えてみます。事故によって後遺障害が生じると、将

来にわたって収入が減少すると認定され、その差額の賠償を受けることができます。事故で亡くなった場合にも同じく、死亡によって得ることができなくなった将来の収入の賠償を受けることができます。これらは逸失利益と呼ばれます。

ただ、本来は、時間をかけて得られる収入や差額が、一括で補償されることになるので、将来その利益を取得できる時までの利息相当額を損害賠償の額から差し引いて、現在の価値にする必要があります。これを「中間利息の控除」といいます。

社 長 ● 1年後に100万円を受け取ることができる場合で、それを今すぐに受け取ろうとするなら、今の価値になおすために、手取り額が減ることなんですね。

弁護士 ● はい。そして、これまで民法には「中間利息の控除」についての規定はないものの、中間利息の利率は民事法定利率である年5%とする運用がなされていました。改正法ではこの運用が明文化された上、改正後の法定利率、つまり3%が適用されます。

社 長 ● 中間利息の利率が下がるということは…中間利息として差し引かれる額が減るということですね。

弁護士 ● そうです。後遺障害などによって被害者が受け取る逸失利益が増え、被害者には有利になりますが、それは、保険会社が支払う保険金もこれまでよりかなり増えることを意味します。

社 長 ● 確かに、長期的に見ると、損害保険料の値上げがあるかもしれないですね。

法定利率は、当事者間で合意がないときに適用されるもの
(例えば、契約で年利14.6%を定めれば、この利率は「有効」)

売買契約では、売主なら高く、買主なら低く定める方が有利

契約書の「利率の定め」にも目配りしましょう!

Communication

* あなたの学習スタイルに合わせて選べる2つの通信コース! *

実力派を目指すあなたのための——。
納税協会の「総務管理者養成講座」

詳しくは
各納税協会のホームページ



総務管理者養成講座
各種セミナー
のご案内

をクリック!

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

通信コース

◆ 通信コース (従来タイプ)

◆ e-通信コース (eラーニングタイプ)

(※受講にはWindows/パソコンでのインターネット接続が必要です。)

1. いつからでも受講できます
2. 実務知識を重点に編集された全6科目・7分冊のテキスト
3. 担当スタッフには、司法書士・会計士・税理士・社労士等の専門家を揃えています
4. 修了証を授与します (※修了要件はコースにより異なります。)
5. テキスト学習と添削レポート指導で事務処理能力アップを! (通信コース)
6. テキストとネット講義で反復学習を納得行くまで何度でも! (e-通信コース)

納税協会ホームページから「e-通信コース」の配信内容の一部をご覧いただけます。

通信コース・e-通信コース

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料 (消費税込)	通信コース・e-通信コース	(納税協会会員)	52,920円
	//	(一般)	63,720円
	講義コース〈大阪教室〉	(納税協会会員)	65,880円
	//	(一般)	76,680円



公益財団法人 納税協会連合会 事業部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内



平成29年版 法人税申告書の作り方

税理士 宮口定雄 監修 税理士 佐藤裕之・櫻井圭一 共著

法人税の基礎的な体系、各申告書と関連する制度の解説を加え、設例により申告書の記載例と記載要領をわかりやすく、その作成手順に従って解説。

平成30年3月決算に対応

■B5判368頁/定価:本体 3,000円+税



平成29年版 対話式 法人税申告書作成ゼミナール

別冊図解付き

公認会計士・税理士 鈴木基史 著

法人税の申告書を「自力で書けるようになる」ための一番わかりやすい申告実務の入門書! 対話式でわかりやすく解説。

■B5判266頁/定価:本体 3,000円+税



平成29年版 図解・業務別 会社の税金実務必携

公認会計士・税理士 溝端浩人・妙中茂樹・山本敬三・城 知宏

税理士 松本栄喜 編著

平成29年度税制改正関連法令等対応の最新版

日常的な会社税務、決算対策、特別な事案、社長個人の税金など経営の視点を織り混ぜて解説! 巻末には総合計算例も収録。

■B5判400頁/定価:本体 3,200円+税



平成29年9月改訂 タイムリミットで考える 相続税対策実践ハンドブック

税理士 山本和義 著

生前対策から申告期限後3年までの4つのタイムリミットごとに打つべき手を具体事例やシミュレーションを駆使して解説。

■A5判580頁/定価:本体 3,200円+税



平成29年8月改訂 路線価による土地評価の実務

公認会計士・税理士 名和道紀・小野山匠海 税理士 長井庸子 共著

路線価図・評価倍率表の見方、計算方法をはじめ、土地の評価全般、評価明細書の書き方などを初心者にもわかるように解説。

■B5判400頁/定価:本体 2,200円+税

◆お求めはお近くの納税協会へ